

## ◎独立行政法人日本万国博覧会記念機

### 構法を廃止する法律

(平成二五年五月二四日法律第一九号)

#### 一、提案理由(平成二五年四月二四日・衆議院財務金融委員会)

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

政府は、行政改革の一環として、独立行政法人日本万国博覧会記念機構を解散し、その業務を大阪府等に承継するため、本法律案を提出した次第であります。

本法案の内容は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止して同機構を解散するとともに、これに伴う資産、債務の承継等を行うものであります。

以上が、この法律案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律

#### 二、衆議院財務金融委員長報告(平成二五年四月二六日)

○金田勝年君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止して独立行政法人日本万国博覧会記念機構を解散するとともに、これに伴う資産債務の承継等所要の措置を講ずるものであります。

本案は、去る二十三日当委員会に付託され、二十四日、麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取しました後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

#### 三、参議院財務金融委員長報告(平成二五年五月一七日)

○藤田幸久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律

六〇

して同機構を解散するとともに、これに伴う資産債務の承継等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、万博機構解散に当たつての国と大阪府との交渉の経緯、万博機構解散後における事業の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。